



坪内  
道遥  
脚  
車  
に  
関  
する  
訴  
訟  
事  
件  
の  
鑑  
三



本間文庫  
文庫 14  
A 140  
3





文庫14  
A140  
3





其三 三蓋笠柳生書記事件

大正三年五月十八日

東京区裁判所からの呼び出し。前橋地方裁判所

から轉じて来た訴訟で、この中、西條二一との

交渉を。語句の<sup>第一</sup>相違は右作の創作者は誰か、

其創作の時期は何年と、事、<sup>第二</sup>佛の通、<sup>第三</sup>興

行に使用の番附と、<sup>第四</sup>提出の<sup>第五</sup>権限所有の脚本

との異同、<sup>第六</sup>第三、<sup>第七</sup>第四は、榎本山の<sup>第八</sup>興行北と同じく講談

と脚本との関係に<sup>第九</sup>籍を<sup>第十</sup>あつた。

で、呼あ<sup>第十一</sup>ん<sup>第十二</sup>獲<sup>第十三</sup>て<sup>第十四</sup>出頭する<sup>第十五</sup>は<sup>第十六</sup>さ<sup>第十七</sup>ら<sup>第十八</sup>り、<sup>第十九</sup>故河<sup>第二十</sup>の<sup>第二十一</sup>書<sup>第二十二</sup>記

相馬屋製

No.

1/57



同様に  
其水に  
頼んで割  
に論ず。大  
段方面の  
事蹟を  
御きよ  
世々二  
といふた。

柳生又十郎の實蹟を人伝書に求む  
と見れ、と、武術流祖録と柳生名譽録とを  
是等の諸作は、通しに、出陣して裁  
判所から、中西提出の物事を受取つて歸り、改め  
て調査にかゝる。  
三といふ者か所有し、  
勝劣刑の作の基の書、  
借二の権利を借りてゐるといふと、  
是等の諸作は、通しに、出陣して裁  
判所から、中西提出の物事を受取つて歸り、改め  
て調査にかゝる。  
三といふ者か所有し、  
勝劣刑の作の基の書、  
借二の権利を借りてゐるといふと、

吉村の  
借つて

柳川藤林の漢の柳生流自記と柳生十郎の金樹  
記の宮本の臺帳を五冊、又、呂井一が溝じ、加藤  
其外速起、あつた、海字解り、大川元の柳生流  
記三十八年、  
柳生又十郎と題し、  
柳生流自記と柳生十郎の金樹  
記の宮本の臺帳を五冊、又、呂井一が溝じ、加藤  
其外速起、あつた、海字解り、大川元の柳生流  
記三十八年、  
柳生又十郎と題し、



とて流るの如くあつた

柳三嚴は新陰流劍術の名手なり、十

少少と稱す、宗組の子なり、幼にして家

光に仕へ、學藝、文武に長ず、又其武技

の妙を認めんと欲し、實地礪を三嚴に投ず、

三嚴名手の的中を避くる能はず、為に隻

眼を盲す、長じて劍術天下に敵なく、家

光九州の諸侯の徳川氏に服する如何を知

らんと欲し、之を要ふ、仍て三嚴に命じ、

劍術に服して狂心ありと稱せしめ、家を

No. 4

6 三字  
下字

弟宗冬に譲りて武藝修行の途は上る、諸

國を遍歴し、熊本、夜見島に居ること十

年、精細の地圖を製し、人情、風俗を以て

めて歸る、家光大に喜み、教く之を賞す、

而して敵さるに狂氣猶治せずと稱し、正

木板に隱居して劍術を教授す、弟子の業

を平ふ者前後一万三千八百人。

野味を見せし、列傳お臣の部柳三嚴の傳下は

宗矩四男子有り、伯は三嚴、字を十兵

衛と稱す、嘗て旨に侍り、後に赦に遇ふ

No. 5

相馬屋製



復仕す 又平して、遺産八千石を賜ふ、  
慶安三年死す、子無し、遺産を弟宗冬に  
譲る云々。

と、此のこれおけである。事考文編にも小傳がある  
ると傳いその方が、此の事考文編に見えり。

甲第二部、演劇脚本は勝諺、作二蓋笠柳生  
實記の古本で、明治廿七年六月の發行、定  
價金拾銭、版権及び興行権の所有者は京都南  
條町の新実八郎丹衛で、内容は序幕は無し、  
二幕目のみ大詰までである。

相馬屋製

No. 6

二幕目の一は柳生但島守郎の門前、百姓徳  
島出が喜娘のお友が又十部の子に姓娘させ  
られたので談判に来て、門番と言ひ争ひ、こゝ  
へ甲人の秋原物出が来て争ひ、つれて門  
内へ入る。其三はお玉の部屋へ又十部の忍ぶ件。  
お玉の仕掛けた意仲とこの事。こゝへ但  
島守が入来り、物出を一人は是れなる一箇に大  
がなる。二正とも逐ひあせと命ある。しゆめ  
それとて物出を託して、二人に旅費を與  
ふる。其三は三河所裏の場。箱中には又十部

No. 7

相馬屋製



とお玉がお玉の兄の詩(詩)を思ひたまふ。お玉と  
其の別れの詩(詩)を思ひたまふ。お玉の後ろ  
姿を見て附けて来る。又十部は大久保彦左衛門  
方一詠(詠)を考へに行かぬ。其の考(考)の場は、お玉が  
酒に酔つてしほなき形(形)で寝てゐる。又十部  
が歸つて来て愛(愛)を尽(尽)かし、書(書)を強(強)して去  
る件(件)。廿日亥中の月(月)に映(映)る障子の松の月影  
と障子を明け、お玉の寝姿(姿)を見て終(終)に障子の  
内に迷(迷)ひ入り、明けて見れば有明の月(月)が迷  
り入り、今此(此)女(女)が寝姿(姿)のあきま(ま)り、わか(わ)か

相馬屋製

が親愛の淫婦(淫婦)の為(為)に一生(一生)を盡(盡)し、  
お玉の月の迷(迷)ひ入り、光(光)を奪(奪)ひ、又十部  
が身の熱(熱)り、今(今)より心を翻(翻)し、お玉の詩(詩)を思  
ひたまふ。一流(一流)の奥(奥)義(義)を極(極)め、年(年)来の詠(詠)ひをな  
さん、雜(雜)別(別)の詩(詩)を、云々(云々)と金子(金子)を残(残)して来る。  
お玉、歌(歌)五部(部)がお玉を口(口)説(説)く。兄(兄)相(相)懐(懐)不  
多(多)少(少)集(集)が歸(歸)つてお玉の不行(不行)跡(跡)を思(思)ふ。歌(歌)五部  
は金子(金子)を奪(奪)つて去(去)り、お玉は又十部(十部)の後(後)  
を思(思)ふ。此(此)の詩(詩)を思(思)ふ。  
三幕(幕)目(目)の一(一)は八(八)枚(枚)重(重)宝(宝)道(道)場(場)を閉(閉)鎖(鎖)の場(場)。

相馬屋製



こゝ一又十部宗冬(此作は第の安名が使はる)の祿安  
で来て、手合せを乞ひ、素姓を名定る。門弟  
の山住當六が取次ぐ。其時、重兵衛妹吉野江が  
腰をきつれて外へ歸つて来て、又十部を見初める。  
當六は腰に氣を取らして口を言ひあはする。其の  
りて、又十部一箇一葉内さぬ。其二は實六此の  
場。吉野江又十部に名をよめる。當六がたつらん  
に、その水と邪儀しす。半世く家計をたぬと  
いふ無法な滑稽ありて、廻る。其三、道場の場。  
主人八枝重兵衛麻社下で出て来て、礼儀で平伏

相馬屋製

しを挨拶する。いふは命と取り、主人は大尋面目  
又十部は無法の體は。その水と邪儀しす。半世く家計をたぬと  
いふ無法な滑稽ありて、廻る。其三、道場の場。  
主人八枝重兵衛麻社下で出て来て、礼儀で平伏  
て、代つて立合を習ひ、さしに又十部を打握  
る。一太かきいと罵る。門弟も怒り罵りて打  
擲す。吉野江も止む。重兵衛も怒つて又十  
部と立合にする。又十部は水の激して志を立て  
る罵入の童。いふ、其性根を忘れず、腕を磨い  
て重兵衛に怒みの仕返し致す見よ。又十部は  
せぬよ、石に立つ夫もあり。いふ、知れぬ何ぢよ

相馬屋製



居の揚の 栗丸をの皮障の柱を。又十部は萬花  
 に師事する。無慟や柳生又十部。この親りて七  
 歳の難行苦行甚くも、髪も剃らぬ。肩に車  
 水、憔悴枯骨と哀し、精をん薪の山を備す、  
 堂前に子障子の冬野子。後には、いぢり山嶺  
 岨の坂道、けつ一息おすらひて  
 定めおの時におくれは、師匠の折檻知り  
 ぢり、かく手筒取りし。少女の危難、  
 括てもあかぬ、言もて連れずは来れど  
 も、師の沙羅樹のいぢりあらんか、云々

二がひきと鐵解にて又十部の眉削を片る  
 五幕目の一は紙は狂言山半腹の陽。せげん  
 の惣ふとや師との言ひ争ひ、いぢり、連つて入る。  
 と遊女お玉と載せ山駕籠かけ残る。は堂から胡  
 摩の灰歌止部きて、お玉と名乗る。お玉は又十  
 部の子を生かす。いぢり、いぢり、いぢり、いぢり、  
 手で遊女に言ひたてである。此時其子を連れくる。  
 船は其子をかせにお玉と名乗る。いぢり、いぢり、  
 谷へ跳ひこ。お玉は「お玉の敵と命で切つてやる。  
 といふ手と負ふ。其二は集端萬花(翻)新(新)山



こゝ一年の間のおまが尋ねて来て、偶此の邂逅。又  
十部一冊はある。おまが解する。又十部一冊は有  
指と師の心とまがの心と水沓の歸せん、早く  
去れとす。新説あり又十部一冊は木刀にて打撃し、  
神影の極意云々の白ありと奥に入る。又十部  
決心しておまがを刺す。おまが自害する。け  
れども師は~~おまが~~おまがするのみである。又十部は舊説  
しつておまがで打つてある。新説布と砧で打ちな  
がりありとす。おまがを見極めて本心を明し、  
傳授の一巻とある。

相馬屋製

この幕目の一冊は掛川宿脚本傳の傳。虎足で旅  
邊の山侍當りか<sup>大久保玄左衛門</sup>の別當藩主初らと  
争論してある。昔<sup>吉野</sup>は<sup>吉野</sup>ある。と、吉野は<sup>吉野</sup>勤め  
りぬて當り三通廻つて説くことある。其二  
は秋葉山奥霧り堂の坊。又十部、武者修行海  
五十七<sup>巻</sup>の巻は茶筌、素綱おまの着陣、ナルサ、大小  
風呂敷包を<sup>おま</sup>春負ひ<sup>おま</sup>今春満願の祈禱をする  
霧り堂のドン帳へ天駒が甚を困んでおま影が  
映る。又十部が窺ふと消えて、おまが木太刀を  
持つて六天駒出て立廻りになる。時負けて消



相馬屋製



える。と大天駒(緋の衣、舞中、大ににて木太刀  
を持つて)出て又十市と立廻る。と大天駒の片羽  
かひを打出す。右リ下カに落ちる。大太刀。其  
三は宿屋の奥ざしき。大太刀、收まる。前幕を  
夢に見てゐた又十郎「明日より秋葉に流らんと思  
ひ寝の夢であつたか」と独白。こゝろ「吉野にが  
當六に追はれて、長襦袢姿になつて逃げた事  
又十郎に追はる。當六に追つて事又十郎に驚か  
れる。其四女同奉傳上段の間の場。夜深。  
川枝重吾、母お政、僕重助らが話してゐる。こゝろ

相馬屋製

吉野に(業内)又十郎仕込した事。真劍  
でを念はせしむ。吉野にとめる。大久保彦左衛門  
真劍のけしに木刀を俵はせる。重吾お急ち碓端  
鞠子の秘術を授かつた。見接つて敬禮する。大  
久保彦左。吉野はと婚約の縁はせしめて「惚れた  
なう、惚れた」といふ。尚ほ大久保は但馬守  
一も仲裁としておる。のお辰三  
七幕目の一は采女、京の場。夜の景。夜襦  
と仲間、夜着姿、破門されて落ちた當六等  
がある。又十郎は、大久保の伴になり、紺着、仲間

相馬屋製



柳屋の

の権へ、相提灯を提りてある。用人の若原鶴吉、  
おん魚の、今に行かぬ主人、知れぬと叫びける。  
當ふとお辰、立廻りやあつた。其返しは柳生  
の茶子さま。但當寺は、大久保の事訪を何事かと茶  
を立てたを待つてある。彦左入事りと申す邊り  
浪人と立合の儀、將軍家の御命合と告げる。但  
急談し、當前、重宝銀南穂の鑓にて御身をせん  
と。いふ。當寺は、但當寺は死に決た。其席に  
大久保の家来とたつて侍し、又す市、西條を越す  
て晴法に咽ぶ。歸ると歸み、又す市、父に勿

相馬屋製

向ふにぬいさるる、二盞の筈を用ひ、は以て  
面を隠し、は以て武器とせしむ。其幕。  
其後、お堀端の場。人殺し、叫んで町人大  
勢吐けてある。向うの家の先、黒締子の着陣、  
野袴、大小、白刃を掲げ、頭巾をぬき、  
お辰は久世、糺谷、黒羽二重の着陣、茶亭の袴、  
股立にて大川。上手のらは近侍二人。町人を  
舁して孫急、云はしむ。その人言す。ゆゑは、  
主従は忍ぶ。と當ふがお辰の追はれて舁はて  
事。二人も試し斬りぬさぬ。主従又忍ぶ。

相馬屋製



又十部仲間等にて幕臺の侍を尋ね。家光主  
従者せしめ、刺しつゝ、さぐり打ちのあされ、多きは

握へ掛せしめ、又十部は氣絶せざる家光を握  
へ掛け込ませ、しつゝ、襦袢を穿つて、薙ぐ。彦左上

りのう、掛り込めし仕方。家光は箱提灯の柄で  
印と附けたけいで、捲つ、おぼへる。出侍來て

又抱する。家光へは刺し止められ、  
大詰の一は覺中二蓋笠併合の場。白河の討

合を見物のため家光おぼへ、彦左おぼへ、  
生田は鎧中、中田の浪入、菅原某と、  
実名は加藤虎次郎

又家光の額に疵を刺し、  
守出て、鎧にて又十部と試合。又十部、馬羽二重の  
着附、まみ股立の格、白木綿の袴、後ろ鉢巻

の上へ陣笠をかぶり、手にも陣笠と持つてある。  
但當り家光も無傷を越る。しつゝ勝負となり、

立廻りしつゝ、と、鎧を笠で打落し、又笠をか  
ぶせる。但當り勅息して上見れ、及ばぬこと、

多かりき、彦左笠着て暮らせ、おのが心に、但  
當り、少しは老いの我が打ちか、云々、俣野取

ちて、鎧で自衛し、と、彦左を、  
親

相馬屋製



の對面をすまむ。家老も其手並を賞し、代澤の  
守に任ずるとし。但るも其當を赦す。と落  
龍一昨は將軍家にも堀端にてお手合せを成さ  
られたると例の調子。此誠念に因んで、以ては  
二益望と家の縁とする件ありて、淺草幕。其  
次は、すく禮を引拔いて、奥殿千疊敷の遠見にな  
る仕掛。將軍家居間の體。中央に錦の布圍を  
掛けた炬燵。近侍大勢竹刀を持つて立掛のり、  
落たる水と止めある。昨はの仕掛と又十部は  
しどくす家老の企を落たが止めて、おれは掛

相馬屋製

者にお侍あれ。時服拜興の油断を見て、煙を  
塗り、夜返報を仕らんとす。又十部あるの  
天馬羽かひるしの物持をする。落た、白木の臺  
に三つ葵の紋服を載せ、侍數人階下のあで、  
油断を見て、墨を塗らんとす。又、アゴに塗られ  
るを、家老も竹刀で打ち、て矢敷し、  
よく、又十部の手並に感心する。幕の  
點所は依の茅出柳縁翠軒所の筋はたのこり。  
幕幕は本村所柳を家の跡で、僕掃の最中。又  
十部と通してある。腰元小童が胸上げにされる途端に

相馬屋製



是書をなす。その元を君達の九助に託す。これ、用人薪  
 厚出出の詮議。其の事、静江の仲裁も効なく、  
 遂に又十郎が直つてある。又他處が深ながら勘  
 事する。幕府は上州幕轉山中の場。小菊が  
 又十郎の事を抱き、父の仇五兵衛と昔の伊香保道  
 しあふ。九助がその仇になつてゐる。駕籠の手共と  
 小菊の手共。浪士坂部小十郎が走  
 れを斬る。其の山奥、真就軒田屋の所。又十郎は  
 比古稀の劍客の師事。回り、娘と斬つて我  
 りと妙ひ、歸つて事を刑軍に頼られ、師に勤當す。

相馬屋製

No.

24

相馬屋製

No.

25



組。すまはち作し阿茶の健忘性となつてゐる筋。兄弟  
互ひに訴へる家督を譲り合ふ。又市部は父の  
代理の晴れ仕合へ、わきと負けて町人のやり  
ちと頼み、見十兵衛は、夫婦で暮らさうな  
しとて菅笠を二つ持ちてきて、父の怒りの鐘  
先を防ぐ件が二蓋笠の筋にちかぢか向である  
講談本三権のころ、柳菴美談は荒木又在工  
門、渡邊敷馬の他討の件が寧ろ主とあつてゐる  
ところもよいが、柳菴家由緒の件、又市部他討の  
件、澤菴新高柳をさへ一筋と結ぶ件、重興新三  
三

相馬屋製

No. 26

吉返歌の武者修行の件等もあり、又又市部  
通の件、勤番救ふの件、二蓋笠紋所由緒の件  
家光が飛騨守と試みんとて京水一筋をきんとす  
る事、松平伊豆が墨塗り工場の件、出切の件  
たれもある  
柳生流日記は、十右衛門義の傳であるが、  
二筋には又市部が日光の奥で碓氷峠に三は降つて  
苦行節の愈術を學ぶ件があり、二蓋笠で又得  
たかと言ふ件もあるが、毒との件は嫌疑の事  
たれ、市部してゐる。又市部の件は二水きり  
たれ

（この書柳菴）

No. 27

相馬屋製



櫻井一の「柳生又十郎」は利澤寺の傳であつて、これでは俱利伽藍の三男と考へる。講義の作は三部は此講義の、三部は柳生美談の、二部は「柳生」に接するものと思はれる。

又十郎は父の毒おとすこと、其結果、おたの軍方一筆寫し、其意を察し、見えて夢想を盡かし、家老平馬の伴と評稱して若狭小濱の大道寺主計へ赴き、落し金を返附するめん、道場を寄附されたり、酒井右近右衛門と、道場を以て、其道場を奪はれ、そのめんを仲間と奪つて、

櫻井将監に奉公し、江戸歸つて父と二筆書きたることをいふ筋である

以上で、ほゞ調査済みと思ふ。私見の邊

定調書と裁判所とを、  
「こゝろ」田其れ

鑑定事項  
一行アせん

一、甲第二号證(清利脚本二筆並柳生実記)ノ  
创作者何人ナリヤ及ヒ其創ノ時期

二、蓋笠柳生実記ト表題セル脚本ヲ創作セ



二字  
下字

二者ハ第五号語脚本巻尾ニ明記セシカ如ク  
故勝語此ニシテ、其創作時期ハ明治廿二三  
年頃ナルベシ。  
(其説明) 故勝語此ノ父ヲ勝能進ト稱シ、大  
阪ノ劇作者トシテ名アリ。或ハ謂フ「菅笠  
柳生実記」ハ明治十一年頃、右ノ能達カ現存  
大阪俳優會川辺ニ寄リ、父實川辺者ノ為ニ脚  
色シタルモノニシテ、同年中同市道頓堀中座  
ニ於テ上場スベキ計畫ナリシガ、傳ハ右迄若  
病死セシカハ、其儘ニ保存シ、其後幾年カヲ

相馬屋製

No. 30

二字  
下字

經テ(明治廿三年頃?) 同座ニ上場シ、非  
常ノ大入ヲ博シタリ。コハ今尚同地好劇家ノ  
記憶ニ存スル所ニテ、ソレヨリ以來此脚本ハ屢々  
大一座ノ用ニ供セテ、毎ニ相應ノ好評ヲ得  
テ興行セリトシ、或ハ惣ラシク然レドモ勝能進  
ハ明治十八九年ノ文ニ死云ニタルナレハ、中村  
政之助一座カ此作ヲ上場セシ際ノ作者ハ能  
進ニアラス。其子勝能花ナリニナルハ、且ツ大  
ノ畫稿ヲ其子カ修補シテ完作トナスノ例ハ、  
常ニ有リ得ヘキコトナレハ、「柳生實記」ノ創作者

中村政之助一座

相馬屋製

No. 31



一、<sup>時</sup>登錄ノ表通りヲ正シトスベキ、隨筆甚創作  
當期モ、其初興行の時即チ明治廿二三年頃  
トナスベキナラン。

勝謗流ノ作以前ニハ同一表題ノ脚本アル  
ヲ見ゆセサルノミナラズ、同一振ノ脚色ニ  
成レルモノヲモ知ラズ。

東京ノ作者、故河野(右)孫(右)何リ新也ノ  
作ニ<sup>出</sup>柳絲翠、松前并ビニ忠孝ニ甚要ト  
表題セルニ依アリ。共ニ明治二十三年前ノ作  
ナリ。コレハ第二号雑誌脚本ト其主題ハケテ

同ウセルモノナドモ、作者モ脚色モ文章モ全ク別  
種ノ作ニシテ、殆ド何等ノ交渉ヲモ有セザルモ  
リトス。

一、甲第二号雑誌脚本ニ<sup>置</sup>柳屋実記ノ書  
↑附ト申シテ文字淺載ノ内容トハ同一ノモノナ  
↑リヤ、或ハ別個ノモノナリヤ。

字  
甲第二号雑誌は<sup>新</sup>柳屋實記ノ冊子、甲第二号雑誌  
は<sup>舊</sup>柳屋實記ノ冊子、此二冊ノ著者ハ解リカ  
ねれ、私ハ<sup>為</sup>き<sup>の</sup>め<sup>テ</sup>、事ヲ考へて<sup>答</sup>案<sup>ヲ</sup>撰  
び<sup>也</sup>。



下字二

四  
五

本語中  
善附  
トアルハ  
恐ラク  
脚

五  
下字

色又ハ結構又ハ事件ノ順ヲナシ

義ナルベシ  
以下右ノ義ニ解シテ答弁

ス。

二者ヲ仔細ニ比照スルニ、場割、人名、地

名、及び大體ノ結構ニ於テ、強ク同一ノ作

テント疑ハル、程ニ相符合スル點少カラズ。

然レドモ第五号卷ノ記載ハ餘リニ簡疎ナレハ、

二者果シテ同一ナリヤ否ヤハ之ヲ断言スル能ハズ、

相馬屋製

下字二

其

説明ノ一) 甲第五卷記載ハ只割ノ主要ナ

ル場割ト事件ノ大體ノ順序トヲ記シタルノミ

トナレバ、全部ハ果シテ築幕ヨリ成レルカスラモ

明カナラズ。又場割トテモ、其實演ノ際ニハ、或

ハ此記載以外ノモノ有リシヤラシカト疑ハル。右

ノ次第ハ第五卷記載ノ内容ハ之ヲ明カニハ

知リガタシドモ、其ノ事件ノ順序、場割、役名(人

名)地名等ノ第一第二卷記載ノ脚本ノソレト同一若シ

クハ著シク類似セルヲ以テ見レバ、二者ノ間ニハ偶然

ノ符合以上ノ關係アルカトモ疑ハル。

然レドモ旅行傳が地方興行ノ際ニハ、割ノ種類

ニヨリテハ必シク専門作者ノ手ヲ待タズニテ臨時ニ

モ



間、合セニ立案シテ上演スル例、屬アリ。故ニ第  
 五稱語ノ如キモ、或ハ其類ニ屬シ、其第ニ稱語  
 聊中ト相符合スル點アルハ、其類ニ屬シ、其第ニ稱語  
 所アルガ為ニハ、アラスニ、畢竟二者ノ基礎トナレル  
 傳説乃至小説ガ同一ナルカ為ニ、アラスニ、其類ニ屬シ、  
 アラス。而シテ此點ハ、從來屬ニ興行権問題ノ  
 賢子トナレルガ如ク、一應尤、弁論スベシ。  
 説明ノ二、按ラニ、甲第ニ稱語、如キ程ガ、劇  
 ハ大抵俗ニ實物又講談種ト稱スル一種  
 ノ小説的傳記ヲ種本トシテ、著作スル例  
 トス、遣ッテ、廣ク世上ニ流布シ、歡迎セラル、傳記  
 類ガ種本トナレル場合ニハ、類似ノ作ノ多ク生

心キハ自然ノ數ナリ。又其種本ガ全ク同一ナル  
 カ若シハ、甚シク相類似スル以上ハ、ソレヲ基礎若  
 シハ材料トシテ、作ラレタ、聊本ガ、事件ノ進行  
 ニ於テモ、地名又ハ人名等ニ於テモ、類似若シ  
 シハ、符合スルハ、自然ノ結果ナリ。故ニ此種  
 (講談ナドモ) 基礎トセン、聊本ノ創作トシテハ、  
 種本ノ確定セントスレバ、一應其種本トナレ  
 ル講談本又ハ實物ノ内容ヲ考査スル  
 必要アリ。  
 ソモ、甲第ニ稱語、如キハ、徳川將軍家ノ武術  
 師範役柄モ、但馬守宗矩ノ三男カ柄モ、又十部  
 宗為ニ屬スル、俗説ヲ材料トシテ、劇トナレシ



三書ノ件ノ栞を宗のノ事蹟ハ正史トモ  
 トシテハ野史ノ事蹟ヲ編等ニ見エタル零碎ノ  
 記事ノ外ニ所見ナシ、而シテソレヲ記事ハ  
 當脚本トシテ何等相違スル所モアラズ。  
 新語實錄トシテハ、終本栞美談明治十  
六年版  
 旅日記明治十四年發、  
大行色事、  
大行色事、  
大行色事、等アリ、何レモ此ノ事實ニ  
 此中全篇ナリ、曹ノニ、又十部ノ事蹟ヲ語  
 其ノ中栞又十部ノ事蹟ニ費セルノ  
 又ハ此ノ章

而シテ三書ノ又十部ニ類シテ傳説スル所各同  
 三書ノ相一致スル點ハ、僅カニ又十  
 部が早年ニ父ノ奇ヲ離シ、地方ニアリテ武術  
 ノ修行ヲサシ、多ク年ヲ経テ江戸ニ歸リ、二  
 個ノ笠ヲ武當ニ代ヘテ、又ト試合ヲサシ、勝チテ  
 父ノ嗣トシトイフ、點ノ三、但シ若シ在ノ三  
 書ニ散見スル所ヲ綜合シテ、特ニ田舎ニ傳説  
 物ニ交涉アル事ヲ求メ来ルハ、尤ハ  
 四  
 下字  
 (一)又十部が青年時代ニハ放浪ナリシ事  
 (二)父ノ愛慕其トニ過ジ、ソレカ為ニ父ノ家ヲ  
 逐ハル事



下字

(三) 件ノ情婦ノ里ノ寄寓中、トト目人ノ  
現キ接交アリ見テ改心シ、武術修行ニ  
志ス事。

(四) 地ノルニ世ニ、武術未熟ノ為ニ恥辱  
ヲ蒙リ、シテ、其ノ發憤ニシテ、武術  
ヲ修ムルカ事。

(五) 日光山ノ奥ニ住シ、老父、武術ヲ傳  
ス事。其ノ後、此ノ苦行、武術ニ必ズ、  
功アリ。

(六) 大久保彦左衛門、父ノ武術ヲ傳  
ス事。其ノ後、武術ニ代ヘテ、父トシテ、  
功アリ。

下字

第一ノ故ナル事、人ツクニ、武術ヲ修ムル  
事。

(七) 三代将軍家光が武術ヲ傳ス事、故、  
何リシ。

シトシテ、種々ノ武術ヲ修シ、其ノ  
功アリ。

ヲ傳ス事、其ノ功アリ。

(八) 家光が其ノ武術ヲ傳ス事、其ノ功  
アリ。

以上ハ、條トシテ、其ノ事、其ノ功アリ。  
一、致シテ、其ノ事、其ノ功アリ。

下字



ニテモ其量は於テモ著シク相違ナルヲ論ス  
ハハ其量ハ八枝事共第一ノ欄ニ付テ此等三書中  
ニ見エラル所ナレバ假令其此三書ノ材料トシテ  
トスルモ、第二ノ書中ト無関係ニ作りテ  
トル中ノ内容ハ事件ノ順序ハハ、前記人名等  
トモ、其内容スルハ奇ニシキガ、是レ甲第ニ第ニ  
ト甲第ニ第ニ記シテ、前記人名以上ノ記述ハ  
●要旨トナリトス、但シ、前記又十三ノ欄ニ付テ、  
談物ハ上ニ筆おタレシ書以外ニモアリトスレバ、只  
以上ノ點ヲこのヨリ、第五ノ書中ノ内容ヲ、  
○内容トシテ、第一ノ書中ト断言スベキニアラス。  
説明ノ三)又此種ノ刻ハ、往々ニシテ旧題作ヲ

神修又ハ削除シテ、稀ニ全クノ別作ト稱シテ  
可ナル程ニ改作セル例モ、毎キニアラス。前記文  
ニ、古河點河海ノ作ニ種ハ、甲第ニ第ニ記シト  
何等相交涉スル所モナシト陳述シ置キマシド、  
更ニ仔細ニ檢スレバ、其中一葉ガケハ、多ク第  
ニ第ニ記シテ、相以タレ、點ハ、リ、見ス。スナハチ  
第出柘緑翠十板前ノ第三幕目(上海著)  
篇山中ノ場、田真龍斬、開各ノ場ハ其事、  
件、其進行、其主要ナル人物ノ人格等、  
於ニ甲第ニ第ニ記シテ、其幕目ノ説述ヲ見  
山ノ場、磯鋸開各ノ場ト相似タリ。サレド其人  
名モ地名モ作意モ、大章モ著シク異ナレリ。而



其<sup>レ</sup>幕々ニ至リテハ、又十部が其初ノ  
 或<sup>レ</sup>懸<sup>レ</sup>事付ノ為ニ家ヲ以ツル事ト久久保彦  
 左ノガ幼少ノ中裁没タレ事ト其<sup>レ</sup>文ト  
 成<sup>レ</sup>后ヲナス事ト外ニハ、早ニ事件ノ輪廓  
 上ニ於テタニ相交シスル所ナシ。疑フラクハ甲  
 第二部迄ノ五幕目ハ「緑翠松前」ノ第三  
 目ヲ基礎トナシ、所謂「既胎」骨シタルモノナ  
 レカトモカクモ斯リノ如キハ創作ト稱シテ其<sup>レ</sup>又  
 ナシ、決<sup>レ</sup>テ「劇」完トハ云フカラス。要スルニ創作ナリ  
 完カリ<sup>レ</sup>標準ハ其<sup>レ</sup>作意トスル  
 トガ同一ナルカ否カニ在リ、人名、地名等ハ何ヤ  
 ウニモ改メ得ベシ作意トスルカハ改メ易

カラス。而シテ、緑翠松前ト稱シテ其<sup>レ</sup>ハ  
 作意トスルカハ全<sup>レ</sup>然<sup>レ</sup>異<sup>レ</sup>トセリト謂フ可ナリ。  
 サテ、上文ニ陳述シ置キシ如ク、甲第二部迄ノ類似  
 ノ脚本ハ、右野阿孫ノ作以外ニハ、劇身セズトスレバ、  
 甲第二部迄ノ記載ノ別ニソモ、何處ヨリ其脚  
 色ヲ得来リタルカ、第二部迄ノ脚本トハ全<sup>レ</sup>別  
 途ニ、新ニ譚談本ナドニヨリテ脚色ニシタルモ  
 トシテハ、上ニ采<sup>レ</sup>タル理由ニヨリテ、彼此ノ情  
 合點、餘<sup>レ</sup>多キニ過クル所ナリ。サリトテ之ヲ  
 以テ第二部迄ノ脚本トナリト割スルニハ、其記  
 載ノ内容、餘<sup>レ</sup>ニ簡<sup>レ</sup>疎<sup>レ</sup>ニシテ、漫<sup>レ</sup>裁<sup>レ</sup>ノ第一標準  
 タルベキ其<sup>レ</sup>上ニ、其<sup>レ</sup>作意ヲスラモ窺フニ由



一、是レ二者同一トモ同一ナラスルモ、能  
 一、ハル所ハナリ。  
 一、説明ノ四(然レモ二者ノ關係ヲ遺裁スル方  
 一、法更ニ一アリ。たニヤリ類ニテ、當句ノ未考ニ供  
 一、別紙繪書、浮ハ景色(去五月中)東京淺草區  
 一、蓬萊亭ニ於テ、二畫堂、柵を實記シテ上流  
 一、シタル際ニ發行シタルモノナリ、該興行ハ全部  
 一、五幕ヨリ成リテ、場ノ數ハ八ナリ、卷ニ申渡ル  
 一、二幕、脚本ノ二幕目、四幕目ヲ全然除  
 一、却シ、第三幕目ヲ、第三幕目ヲ、序幕トシ、  
 一、尚多クノ兩會ヲ加ヘテ大詰試合ノ場ヲテ、

一、甲第二幕、脚本ノ通りナルコト、目ニシテ、  
 一、然リ、以テ直リニ同一ナル脚本ニ、單ニ其  
 一、場割ト、復割ト、極メテ粗畧ナル脚色ト、示サレ  
 一、ルハ、カリニテモ、粗其同一ナルコトヲ、知了ニ得  
 一、ルキ一證トナスベシ。ス十六千之ヲ中間ノ目安ト  
 一、シテ、甲第五幕、脚割裁、内容ト、甲第二幕、  
 一、脚本ノ内容ト、相照セバ、如何  
 一、穴ニテ、表示ス。(別ノ表題ニ、者、二畫堂、柵、實記  
 一、ト、コト、三、ア、ド、モ、注、部、第、一、幕、第、二、幕、ト、記、ス、ハ、明  
 一、カ、ラ、ズ、ニ、モ、單、ニ、記、ス、ハ、明、記、ス、ハ、明、記、ス、ハ、明

下字一

一、別紙繪書、浮ハ景色(去五月中)東京淺草區  
 一、蓬萊亭ニ於テ、二畫堂、柵を實記シテ上流  
 一、シタル際ニ發行シタルモノナリ、該興行ハ全部  
 一、五幕ヨリ成リテ、場ノ數ハ八ナリ、卷ニ申渡ル  
 一、二幕、脚本ノ二幕目、四幕目ヲ全然除  
 一、却シ、第三幕目ヲ、第三幕目ヲ、序幕トシ、  
 一、尚多クノ兩會ヲ加ヘテ大詰試合ノ場ヲテ、

一、別紙繪書、浮ハ景色(去五月中)東京淺草區  
 一、蓬萊亭ニ於テ、二畫堂、柵を實記シテ上流  
 一、シタル際ニ發行シタルモノナリ、該興行ハ全部  
 一、五幕ヨリ成リテ、場ノ數ハ八ナリ、卷ニ申渡ル  
 一、二幕、脚本ノ二幕目、四幕目ヲ全然除  
 一、却シ、第三幕目ヲ、第三幕目ヲ、序幕トシ、  
 一、尚多クノ兩會ヲ加ヘテ大詰試合ノ場ヲテ、



七、<sup>ハ</sup>是レ二者ノ同一トモ同一ナラスモ能ク  
 八、<sup>ハ</sup>此レ所以ナリ  
 九、<sup>ハ</sup>説明ノ四(然レモ二者ノ関係ヲ)遂ニ裁スルカ  
 十、<sup>ハ</sup>法更ニ一アリ。此ニヤリ録ミテ當句ノ末ニ  
 十一、<sup>ハ</sup>別紙繪書ノハ景色(去五月中)東京浅草區  
 十二、<sup>ハ</sup>蓬萊亭ニ於テ二畫カニ移シ實記ヲ上寫  
 十三、<sup>ハ</sup>シタル際ニ發行シタルモノナリ該興行ハ全部  
 十四、<sup>ハ</sup>五幕ヨリ成リテ場ノ數ハ八ナリ、若シ甲第  
 十五、<sup>ハ</sup>二幕迄抑平ノ二幕目、四幕目ヲ全然除  
 十六、<sup>ハ</sup>却シ第三幕目ヲ第三幕目トシテ幕トシ  
 十七、<sup>ハ</sup>

此繪書附面ニ畧ニサレル脚色ノ大要  
 八

漢ジタルナリ。湯割、地名、人名等、大抵  
 甲、第二幕迄、脚平ノ通りナルコト一日ニ  
 然リ。以テ直リ二句一ナル脚平ニ單ニ其  
 湯割ト没割ト極メテ粗畧ナル脚色ト示サレ  
 ルバカリニテモ、粗、其同一ナルコトヲ知了ニ得  
 べき一語トナスベシ。スナハチ之ヲ中間ノ目安ト  
 シテ甲第五幕迄、脚平ノ通りナルコト一日ニ  
 脚平ノ内容トシテ相対照セバ如何  
 穴ニテ表示ス。割ノ表題ハ二者共ニ畫寫物  
 一、<sup>ハ</sup>

脚色ノ大要  
 一、<sup>ハ</sup>



第二輯 証跡 判

幕

十一

二幕目

柳生 但馬守 邸 場

柳生 卯助 邸 場

三河 町 東 丸 場

三幕目

八枝 定 兵 衛 内 玄 葉 邸 場

目 孝 富 邸 場

目 辰 備 邸 場

松子 枝 宿 傳 景 邸 場

道草 座 同 上

十一

十

十

十

十

八枝 十 兵 衛 道 場 別

十 兵 衛 其 門 中 當 六

其 妹 下 女 子 等

出 其 他 十 事 取

大 勢 又 十 事 取

第五輯 証跡 同 上

十一

第一場 (一)

松生 又 十 事 取

お 玉 十 事 取 不 義 事

耳 入 事 取 不 義 事

第二場 (二)

松井 田 宿 八 重 田 邸 場

松 上 町 松 井 田 宿 邸 場

番 上 町 松 井 田 宿 邸 場

番 上 町 松 井 田 宿 邸 場

番 上 町 松 井 田 宿 邸 場



白幕目

五幕目

秋葉山半腹の場  
榎川右折の場  
秋葉山天狗羽の場  
八枝主兵衛の場  
秋葉山天狗羽の場  
七幕目

榎川右折の場  
秋葉山天狗羽の場  
八枝主兵衛の場  
秋葉山天狗羽の場  
七幕目

秋葉山天狗羽の場  
八枝主兵衛の場  
秋葉山天狗羽の場  
七幕目

秋葉山天狗羽の場  
八枝主兵衛の場  
秋葉山天狗羽の場  
七幕目

十一

二幕目

秋葉山天狗羽の場  
榎川右折の場  
秋葉山天狗羽の場  
八枝主兵衛の場  
秋葉山天狗羽の場  
三幕目

秋葉山天狗羽の場  
榎川右折の場  
秋葉山天狗羽の場  
八枝主兵衛の場  
秋葉山天狗羽の場  
三幕目

秋葉山天狗羽の場  
榎川右折の場  
秋葉山天狗羽の場  
八枝主兵衛の場  
秋葉山天狗羽の場  
三幕目

秋葉山天狗羽の場  
榎川右折の場  
秋葉山天狗羽の場  
八枝主兵衛の場  
秋葉山天狗羽の場  
三幕目

十二

三幕目

秋葉山天狗羽の場  
榎川右折の場  
秋葉山天狗羽の場  
八枝主兵衛の場  
秋葉山天狗羽の場  
四幕目

秋葉山天狗羽の場  
榎川右折の場  
秋葉山天狗羽の場  
八枝主兵衛の場  
秋葉山天狗羽の場  
四幕目

秋葉山天狗羽の場  
榎川右折の場  
秋葉山天狗羽の場  
八枝主兵衛の場  
秋葉山天狗羽の場  
四幕目

秋葉山天狗羽の場  
榎川右折の場  
秋葉山天狗羽の場  
八枝主兵衛の場  
秋葉山天狗羽の場  
四幕目

糸女原遊女小の場

柳生卯内茶屋の場

博多堀端試斬の場

又十幕試合の場

將軍富軍運送の場

四幕目

柳生卯内茶屋の場

博多堀端試斬の場

又十幕試合の場

將軍富軍運送の場

五幕目

柳生卯内茶屋の場

博多堀端試斬の場

又十幕試合の場

將軍富軍運送の場

大詰

以上三者、場割ト脚色ノ順序ト

以上三者、場割ト

脚色ノ順序ト

以上三者、場割ト

以上



可幕目

五幕目

秋葉山天狗羽鳥

柳屋又十郎

八枝重兵衛

秋葉山天狗羽鳥

七幕目

十一

二幕目

秋葉山天狗羽鳥

柳屋又十郎

八枝重兵衛

秋葉山天狗羽鳥

四幕目

十二

三幕目

秋葉山天狗羽鳥

柳屋又十郎

八枝重兵衛

秋葉山天狗羽鳥

小松倉内

以上三者

場割ト

順序ト

役名ト

親父原遊

柳屋又十郎

博多堀端試

大詰

又十郎

將軍家

大詰

幕中

脚色

市陣

此幕ハ

諸士

又十郎

將軍家

第六場

清島

此幕ハ

役名ト



大抵相符合スルト同時ニ其内容ノ最も先(最)も其  
 八第ニ詳述(詳述)中(中)間(間)ニ其(其)内容(内容)ノ其  
 省(省)略(略)本(本)名(名)ニ外(外)ニ其(其)内容(内容)ノ其  
 比較(比較)スル(スル)バ(バ)地名(地名)ト人(人)名(名)ト相(相)違(違)ハ(ハ)ル(ル)ト其(其)内容(内容)ノ其  
 内容(内容)ニ其(其)等(等)ラ(ラ)カ(カ)ノ其(其)等(等)アリ(アリ)ガ(ガ)リ(リ)ト其(其)内容(内容)ノ其  
 カト其(其)等(等)ハ(ハ)ル(ル)程(程)ニ相(相)照(照)應(應)ス(ス)ル(ル)ト其(其)内容(内容)ノ其  
 合(合)ト(ト)シ(シ)テ(テ)其(其)等(等)ハ(ハ)ル(ル)程(程)ニ相(相)照(照)應(應)ス(ス)ル(ル)ト其(其)内容(内容)ノ其  
 以上(以上)ノ理由(理由)ニヨ(ヨ)リ(リ)テ(テ)甲(甲)第(第)ニ詳(詳)述(述)シ(シ)テ(テ)甲(甲)第(第)五(五)條(條)迄(迄)  
 トハ未(未)知(知)シ(シ)テ(テ)同(同)一(一)ノモ(モ)ト(ト)シ(シ)テ(テ)其(其)等(等)ハ(ハ)ル(ル)程(程)ニ相(相)照(照)應(應)ス(ス)ル(ル)ト其(其)内容(内容)ノ其  
 ハ同(同)一(一)ナル(ナル)モ(モ)知(知)ラ(ラ)ズ(ズ)ト其(其)等(等)ハ(ハ)ル(ル)程(程)ニ相(相)照(照)應(應)ス(ス)ル(ル)ト其(其)内容(内容)ノ其

下 一、詳述(詳述)ス(ス)ル(ル)モ(モ)ト(ト)シ(シ)テ(テ)其(其)等(等)ハ(ハ)ル(ル)程(程)ニ相(相)照(照)應(應)ス(ス)ル(ル)ト其(其)内容(内容)ノ其

下字二  
 四  
 下字二

各(各)ノ其(其)等(等)ハ(ハ)ル(ル)程(程)ニ相(相)照(照)應(應)ス(ス)ル(ル)ト其(其)内容(内容)ノ其  
 先(先)モ(モ)ト(ト)シ(シ)テ(テ)其(其)等(等)ハ(ハ)ル(ル)程(程)ニ相(相)照(照)應(應)ス(ス)ル(ル)ト其(其)内容(内容)ノ其  
 ル(ル)ノ其(其)等(等)ハ(ハ)ル(ル)程(程)ニ相(相)照(照)應(應)ス(ス)ル(ル)ト其(其)内容(内容)ノ其  
 ナリ(ナリ)ト其(其)等(等)ハ(ハ)ル(ル)程(程)ニ相(相)照(照)應(應)ス(ス)ル(ル)ト其(其)内容(内容)ノ其  
 演(演)示(示)ス(ス)ル(ル)モ(モ)ト(ト)シ(シ)テ(テ)其(其)等(等)ハ(ハ)ル(ル)程(程)ニ相(相)照(照)應(應)ス(ス)ル(ル)ト其(其)内容(内容)ノ其  
 等(等)ノ其(其)等(等)ハ(ハ)ル(ル)程(程)ニ相(相)照(照)應(應)ス(ス)ル(ル)ト其(其)内容(内容)ノ其

二、詳述(詳述)ス(ス)ル(ル)モ(モ)ト(ト)シ(シ)テ(テ)其(其)等(等)ハ(ハ)ル(ル)程(程)ニ相(相)照(照)應(應)ス(ス)ル(ル)ト其(其)内容(内容)ノ其  
 作(作)ト(ト)シ(シ)テ(テ)其(其)等(等)ハ(ハ)ル(ル)程(程)ニ相(相)照(照)應(應)ス(ス)ル(ル)ト其(其)内容(内容)ノ其



改作ノ價值次第ニテ至トモ然リトモ答フル  
 ヲ言フ又創作トイフ語ノ法律上ノ解釋次第ニ  
 テ文學上ニ所謂創作ハ法律上ニ所謂創作トハ  
 同一ナラスト謂ハルヲ得サルコトハ此ノ  
 文學上ヨリ謂ハル改作ノ結果ガ單ニ該講  
 説ノ説リ刻ニ適用シラレニ止リ、文學上  
 藝術上ヨリ見テ何等ノ加ヘ差ナカラスカ  
 之ヲ改作又ハ適用ト称スルヲ得キモ創作ト  
 ハ謂スカラス。然レモ改作ノ結果多ク巧妙ニ  
 シテ原作ト全ク別紙ノ面目ヲ呈スルヲ得ン  
 カヤト創作ト称スルヲ得カス。然レモ改作ノ  
 然レモ改作ノ手際ハ相應ニ巧妙ナリトモ

故ニ新作如  
 梅曆ヲ作  
 知ルマ勿  
 知ルマ勿

下字

全ク同紙ナリ。註、甲第一編註ハ創作  
 トイフヨリモ改作又ハ翻案トイハカク一層妥  
 當ナルガ如シ。其著作ノ年月ハ明カラス。  
 勝義著ハ初ノ産物ト称ナリ。河竹新七ノ  
 門弟竹葉義花(後年大改ニ移リテ勝能進ト  
 改ム)ノ実子ニシテ、右「梅曆」ニ「園」ニ「興行  
 ノ際」ガ泉ノ部下ニ属シテ中村産ニ出カシテ  
 レリ。後又ト共ニ大改ニシテ、狂言作者タリガ  
 明治廿二年狂權興行権落布後、自作脚  
 本トメノ作脚ナリト合セ、共ニ自作トシテ登



録ヲ出願セリ。甲第一巻証ハ兩々其一部

ナルベシ。

三、凡テ演劇ハ最初ノ脚本ニ據ルニ非ザレバ演じ

不能ハルヤ否ヤ、又甲第一巻証ノ演劇ヲ最

初ノ脚本ニ據ラハレバ演じ能ハカリシヤ否ヤ。

四字下  
答

脚本ニ種々アリ、全く作者獨自ノ創意ニ成レ

ルモノナリ。又他人ノ作レシ脚本ヲ改作若シハ

翻案セルモノアリ。或ハ小説ヲ強ク其儘ニ又

ハ書シテ取舍添削シテ脚本トセシモノアリ。或

二字  
下

彦五ノ創作ナリヤ否ヤ、然リトセバ明治何年頃

ノ創作ニ係ルモノナリヤ。

四字  
答

本脚本ハ為永春水ガ作シ、春水梅曆(天

保三年作)ト「春水」存ト(因「春水」作)トテ

基本トセルモノナリ。之ヲ演劇シタルハ明治三年

三月東京津草猿若町中村座ノ興行ヲ

以テ開始トス。梅曆存ト(因「春水」作)ト云フ外題

ニテ演ジタリ。即チ該興行ノ二巻目狂

言ニシテ、序幕一場、二巻目二場、三幕

二字  
下

四字  
下



下字二

其基礎トナレル講義モシクハ小説ガ全ク最近  
ノ新案ニ成レルモノニシテ其作者ナク現存  
シ、其著作權其作者ノ手ニ在リトモニテ、  
事著作權問題ニ關スル故ニ、文藝上以外ノ  
具解ヲ生セカルフ得ザルベシ。  
古今内外ノ各脚本ノ多クハ、或ハ歴史、  
傳説、或ハ市井ノ瑣談、或ハ稗史、小説ヲ  
創ルニタルニ外ナラカレモアリ。中ニハ古  
キ脚本ヲ或程度ニ改作シタルニ由ルカレ  
カカク思ハレ、モノニテ各書ノ創作タル実ヲ

下字

目一場、大切一場ヨリ成リ、序幕ハ河竹  
新七(後野河彦)ノ作、終ハ多ク、澁川如皋  
ノ作ナリ。之ヨリ以前ニ数似ノ作アルヲ知ラ  
ズ。  
件ノ作ト甲第一編証脚本(勝義花作梅屋)  
トヲ對照スルニ、大體ノ筋立、主ナル人物ノ關  
係、主ナル人名地名、同一ナルモ、事件ノ  
段取、副人物ノ關係等、**事異**相違アリ。  
得ニ作共ニ其眼目トモ見セ場、例ハハ  
弱下駄ヲ打擲ノ場、上迄シノ場等ハ殆ド  
筆入ノ採索**事異**對スル



有るモノも少くない。

之ヲ要スルニ、實情ニ當スル脚本ト單ニ講ニ  
モノカシクニ當ルニ講義乃至小説トハ之ヲ嚴格  
ナル文藝上ノ標準ニヨリテ判スルトキハ、全  
ク別種類ニ屬スルモノトナスヲ當出トス。假  
令其基礎トナセル材料ハ二者全ク同一ナリト  
モ、之ヲ作スル用意、工夫、才能、筆力、相  
同シカラズ。小説家ト劇作家トハ、確ヘバ、  
禽獸が其本能ヲ殊ニスルガ如クニ、其長所ヲ  
殊ニス。カメテ止マズンバ、或程度マテ成功

1020 相馬直樹

No.

46

スル小説家トナランコトハ難カラザレド、小説  
家トシテノ名譽アル作家タリトモ、本來創作  
家タルニ當セザルトキハ、終世努力スルモ尚  
且ツ一篇ノ實情用脚本ヲタニ作之得ザルコト  
アリ。其例、内外、古今に夥シ。以テ脚本ト  
小説トハ全ク特別ナル才能ト特別ナル筆力ト  
ノ所産タルヲトテ證スベシ。

以上。

大正三年五月廿一日

東京区裁判所出中

鑑定者 坪内雄藏

1020

印

No.

47



大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三	大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三
大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三	大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三
大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三	大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三
大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三	大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三
大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三	大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三
大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三	大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三
大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三	大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三
大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三	大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三
大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三	大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三
大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三	大正事間し大正八年(八)中三九九號	池田文三

下字

判決

長知縣名中中區西極所  
お八な地

原典 中西脩二

辯了縣北耳栗郡富岡所

大正上町

被告 近藤丁工

原告 近藤丁工

池田文三

大正事間し大正八年(八)中三九九號

印

三六字

右の柳生実記に於て訴訟は既に此以前に一度  
 判決済みとなつておたのである。すなわち下に掲  
 げられた其判決の事である。是れは如何に考  
 考に思つて併録して置く。

世は或人...私が借して置く...  
 (Red circled text)





御存著後種優美要債事件存左ノ如ク  
判決ス  
主文

原告ノ請求ヲ棄却ス

訴訟費用ハ原告ノ負担トス

事實

(中略)

理由

甲戸上号証照格登簿証ノ記載ニ依スレバ  
勝表多忠ノ於存著後種ノ  
注利御存二蓋並



BC

柳生貞起自二蓋目至六註一冊ノ版權所有者ハ  
新定八節を指ナルコトヲ明治廿七年六月十九日  
登録ラ受ケリシニ中西以行ニ於テ該權利ヲ  
右八節を指ヨリ譲リ受ケ且登録ヲ明治三十年  
拾月四日爲シタル事實ヲ認メ得可ク而シテ之ヲ  
甲才二号註ノ表額「注利御存二蓋並柳生  
貞起自二蓋目至六註」ト末尾「明治廿七年六月  
十四日著後種勝表多忠を指ノ所有者新定八節兵  
活」ノ記載ニ依スレバ右中西以行が權利者ナル  
註御存ノ内容ハ甲二号註記載ノモノト認ムベシ



原告が有以行、隱居に依り、其宗督ヲ明治廿九年  
四月四日相続シタル事ハ甲申三号証ノ公稱抄本ノ  
記載ニ拠リ明カナルヲ以テ從テ該御本ノ權利モ  
亦原告ニ移轉シタルモノト認ムベク然ラバ原告該權  
法第四十七條亦二項ニ依リ該御本ノ其行權ハ  
原告ニ屬スルモノト認ホルヲ得ズ然レドモ被告  
權法ハ明治廿三年、法律中六十三号ヲ以テ  
改めセラレ其第五十五條亦一項ニ相續ノ文ウチテ  
新ニ加ヘラレタルヲ以テ右改め以前ニ於テハ既に  
相續ニ因リ權利ヲ取得セル者ト雖トモ之ヲ第ニ

明治廿九年

51

者ニ對抗セシムハ之ヲ公認セザル可カラザルモノト  
認フ可ク甲申四号証ハ当然裁判所ノ法律解  
釋ヲ西羈束スル限リニアラズ而シテ依リニ右ノ解釈ニ  
シテ不当地ニテ原告ハ其權利取得ヲ公認セザル  
モ被告若シテ被告トシテ對抗シ得ベキ者トスルモ  
鑑定人岡松金四郎ハ原告ノ脚本「二重堂柳生  
実記」モ找テ講談ヨリ得テ御色セルモノナランモ  
在来傳授師ノ令名ハ「柳生旅日記」或ハ「柳生二  
重堂」等ニシテ「二重堂柳生実記」ト題セシモノナシ  
而シテ甲申五号証ノ公稱書ハ簡ニシテ甲二号証ノ



御平ヲ治セシモトハ断言シ難シニ來地方其  
 行ニ有リテハ御平ニ依リ~~ニ~~傷スルコト稀ニシテ  
 御平ガ公助ヲ逆リ正或ノ誓古ヲ為ラズシテ訟々  
 打合モノ上~~ニ~~其基~~ニ~~出ル所謂「口立」ヲ以テ~~ハ~~治  
 スルヲ常トスルヲ以テ被告ノ其行モ亦或ハ講信  
 奉~~ニ~~依リ公助ヲ列ベ治セシヤモ討ラレボル旨ヲ  
 護定シ尚福人阿達軍次ハ被告ノ其行シタル  
 治刑ハ~~ハ~~明後十七年頃~~ハ~~後地~~ニ~~於テ  
 同人等ガ治シタル者ト同一ナル旨ヲ供述シ從テ  
 被告ガ~~ハ~~同町中村~~ニ~~於テ~~ハ~~兇極一壺ノ俳

林崎

侵ラシテ大正三年一月十四日治セシメタル治刑ハ  
 原告ニ於テ著~~ニ~~後~~ニ~~有~~ニ~~甲子二号~~ニ~~御  
 平~~ニ~~其行シタル事~~ニ~~実~~ニ~~ハ到底之ヲ認~~ニ~~ズ~~ニ~~得~~ニ~~不  
 得~~ニ~~原告ノ~~ニ~~藉~~ニ~~取~~ニ~~ハ其理由~~ニ~~ナ~~ニ~~モ~~ニ~~トシ~~ニ~~訴訟  
 費用~~ニ~~付~~ニ~~民事訴訟法~~ニ~~分~~ニ~~七十二条~~ニ~~第一項~~ニ~~  
 從~~ニ~~主~~ニ~~文~~ニ~~ノ如~~ニ~~ク~~ニ~~判決~~ニ~~ス

高橋區裁判所

判事

小林崎右衛門

大正三年二月

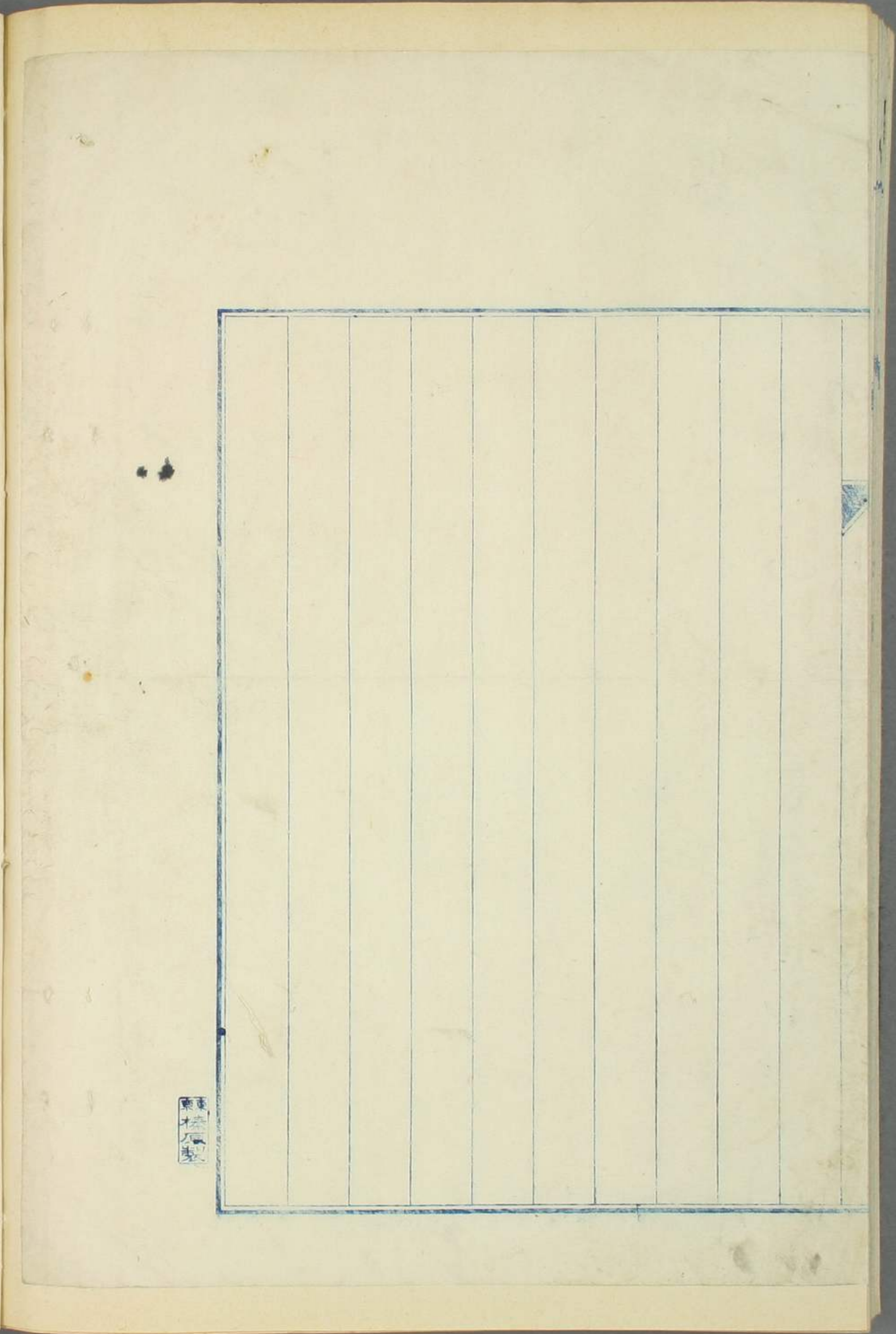
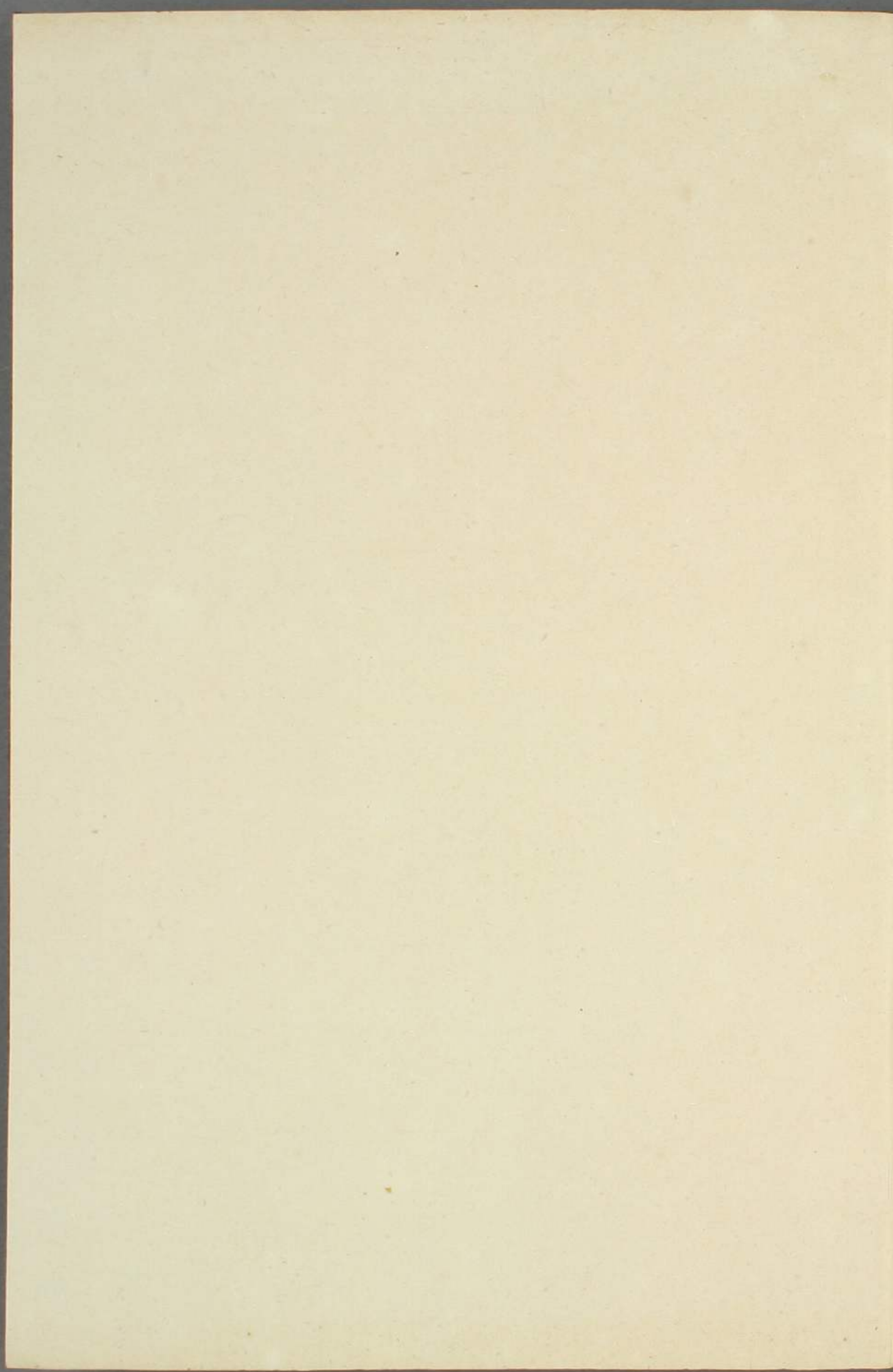
裁判所

十日

書記

三俣貞助





東  
林  
公  
製



